

減量検針報告書

年 月 日

大阪市建設局長 様

申請者 所在地
会社名

担当者 所属：
氏名：
電話：

年 月分 検針を次のとおり報告します。

(月 日 現在)

区 分	前回指示数	今回指示数	差 引	備考

送付先住所：559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM 棟6階
 大阪市建設局総務部経理課（下水道使用料担当）
 TEL (06) 6615-7545 FAX (06) 6615-7575
 メールアドレス：gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp

注意事項

- (1) 減量報告書は、原則として水道局検針日に検針し、月末までに上記あて送付すること。
 なお、報告がない場合、及び減量水量が認定要件に満たない場合には、当該月分の減量を行わない。
- (2) 毎月の報告数値の関係明細資料等については1年間保存し、本市が閲覧を申し出たときは、これに応じること。
- (3) 本市職員が行う立ち入り認定調査については協力すること。
- (4) 認定内容に変更が生じたときは、直ちに、汚水排出量（減量）認定変更申請書（別紙第2号様式）を提出すること。
- (5) 認定の更新をしようとする者は、認定期間満了日の1か月前までに、汚水排出量（減量）認定更新申請書（別紙第1号様式）を提出すること。
- (6) その他、本市の指示事項に従うこと。

上記各事項を遵守しないとき、その他、申請内容等に誤りがあったときは、認定の取り消しをする。